

## 公開情報

	業務・財務等に関する資料
1. 定 款	定 款
2. 役員名簿	ホームページ参照
3. 事業報告書 (平成28年度)	事業報告書
4. 第6期決算公告 (平成28年度)	貸借対照表の要旨
5. 事業書類 (平成29年度)	事業計画

  

役員の退職金等	役員報酬等支給規程・役員退職慰労金等規程
---------	----------------------

# 一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センター 定款

## 第I章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人運輸・交通SAS対策支援センターと称する。  
2.この法人の英文名を Sleep Apnea Syndrome Support Center (略称 SAS Center) と称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。  
2.この法人は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第3条 この法人は、睡眠呼吸障害等に関するスクリーニング検査、その他の運輸・交通等の事業に従事する者の健康の維持・管理に関する事業等を行うことにより、運輸・交通事業等における事故の軽減・防止、安全性の向上を図り、もって、人と環境に優しい社会の形成及び公共の福祉の増進に資することを目的とする。

### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 睡眠呼吸障害に関するスクリーニング検査  
(2) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する調査  
(3) 運輸・交通等の事業に従事する者等の健康の維持・管理に関する情報提供および啓発活動  
(4) 運輸・交通等に係る事業者等に対する損害保険等の取扱  
(5) 前各号に掲げる事業の推進に必要な経費の支弁に充てるための運輸・交通等に係る事業者等からの事務受託  
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業  
2.前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### (公告の方法)

第5条 この法人の公告は、電子公告により行う。  
2. 事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 II 章 財産及び会計

### (設立財産及び価額)

第6条 この法人の設立にあたっての、設立者が拠出する財産及びその価額は、次のとおりとする。

- |            |    |          |
|------------|----|----------|
| (1) 高橋 榮 一 | 現金 | 金 100 万円 |
| (2) 別所 恭 一 | 現金 | 金 100 万円 |
| (3) 高田 寛   | 現金 | 金 100 万円 |

### (基本財産)

第7条 この法人の設立にあたって、設立者が拠出する財産は、第3条の目的事業を行うために不可欠な基本財産とし、やむを得ない理由によりその一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の承認を受けなければならない。

2.この基本財産は、寄附された財産とし、拠出者への返還義務を負わないものとする。

### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

## 第III章 評議員及び評議員会

### 第1節 評議員

#### (評議員)

第9条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

#### (選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2. 評議員を選任する場合は、次の各号のいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員数の3分の1を超えないものであること

イ 当該評議員及びその配偶者又は3等親内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届けをしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によつて生計を維持しているもの

ホ ハ又はニの掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条3項に規定する大学共同利用期間法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

3. 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第11条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3. 評議員は、第9条に定める定数に足りなくなるときには、任期満了又は辞任より退任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第12条 評議員は無償とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第2節 評議員会

(権限)

第13条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 評議員、理事及び監事の選任及び解任

- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開 催）

第14条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招 集）

第15条 評議員会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

（招集の通知）

第16条 理事長は、評議員会の開催の1週間前までに、評議員に対し、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議 長）

第17条 評議員会の議長は、評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

（決 議）

第18条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決権を行使することができない。

3. 前項の規定にかかわらず、次の議決は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) 合併並びに事業の全部又は一部の譲渡
- (5) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第19条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意に意志表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2. 前項の議事録には、議長及び議長が選任した議事録署名人1名以上が署名し、又は記名押印する。

#### 第IV章 役員及び理事会

##### 第1節 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上7名以内

監事 3名以内

2. 理事のうち1名を理事長とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

3. 理事長以外の理事のうち、2名以内を常務理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第22条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

3. 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4. 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5. 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務権限)

第23条 理事は理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行を決定する。

2. 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
4. 理事長及び常務理事は毎事業年度4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、前項に基づき作成した監査報告を、当該事業年度終了後3ヶ月以内に理事に通知する。
3. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
5. 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
6. 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
7. 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。
8. 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告する。
9. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれら行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。
10. その他法令及びこの定款で定めるところにより、監事の職務を執行する。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期満了する時までとする。

4. 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により選出した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員 の 解任)

第26条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第2節 理事会

(権 限)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開 催)

第29条 理事会は、定時理事会及び臨時理事会とする。

2. 定時理事会は、毎事業年度2回開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から理事長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき

(4) 第24条第6項の規定により、監事から理事長に対し、招集の請求があったとき

(5) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求を



した監事が招集したとき

(招 集)

第30条 理事会は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

2. 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3. 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議 長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が不在のとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれにあたる。

(決 議)

第32条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

3. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第V章 顧問および賛助会員

(顧問)

第34条 削除

(賛助会員)

第35条 この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする者を賛助会員とする。

2. 賛助会員及び賛助会費に関して必要な事項は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

第VI章 定款の変更及び合併及び解散等

(定款の変更)

第36条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決によって変更することができる。

2. この法人の目的、事業及び評議員の選任及び解任の方法についても、同様とする。

(合併等)

第37条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の議決により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部もしくは一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失その他の理由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属等)

第39条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2. この法人は、剰余金の分配は行わない。

第Ⅶ章 雑則

(事務局)

第40条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3. 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4. 事務局に関する規定は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

(細則)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業の運営上、必要な細則は、理事会の承認を受けて、理事長が別に定める。

第Ⅷ章 附則

(設立時評議員)

第42条 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員 野尻 俊明

設立時評議員 高松 伸幸

設立時評議員 齋藤 直也

(設立時の役員)

第43条 この法人の設立時理事、設立時理事長、設立時常務理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 高橋 榮一、岡 靖哲、秋元 豊、別所 恭一

設立時理事長 高橋 榮一

設立時常務理事 別所 恭一

設立時監事 古川 勉

(最初の事業年度)

第44条 この法人の最初の事業年度は、この法人設立の日から平成24年 3月31日までとする。

(設立者)

第45条 この法人の設立にあたっての、設立者の氏名又は名称は次のとおりとする。

(1) 氏名 高橋 榮一

(2) 氏名 別所 恭一

(3) 氏名 高田 寛

(法令の準拠)

第46条 本定款に規定のない事項は、すべて一般法人その他の法令に従う。

(定款の施行・改定)

第47条 この定款は、この法人の設立日（平成23年 9月29日）から施行する。

改訂日：平成26年 3月24日

改訂日：平成27年 7月3日

## 平成 28 年度事業報告書

### I.スクリーニング検査事業

#### 1. スクリーニング検査取扱い目標 22,000 名に対する結果

- ・平成 28 年度は、スクリーニング検査目標受診者数 22,000 名に対し 22,578 名(達成率 102.6%)の結果で終了致しました。(前年 21,336 名に対し 105.8%)大手お客様におきましては、前年同様受診者の確保、また中小事業者様、バス事業者様等におきましては、前年以上の受診者数を確保出来ました。しかし JAF 会員様及び個人の受診者におきましては前年受診数を確保出来ませんでした。

#### 2. 検査サービスの質的向上

- ①受託件数に応じた、サービス内容の充実を図るための業務体制及びスムーズな検査結果提供の体制の構築。
- ②業務量に応じた体制を作り繁忙期に向けた適正な人員の配置
- ③機器を 1,050 台に増やしたことにより、受診者及び受診企業様の希望日時に検査できるよう、サービスの向上につながる検査を実施
- ④大手事業者の年間受診計画に合わせた検査の実施

### II 普及促進事業

#### 1. 普及促進及び支援活動

- ①各都道府県トラック協会への普及活動及び支援要請の実施
- ②各都道府県バス協会の助成金交付状況の確認と弊財団の紹介要請実施。(地方バス協会 10 団体訪問)
- ③大手事業者の年間計画に基づく検査受診の実施
- ④各受診企業様へできる限り訪問し検査に対するご意見等確認
- ⑤他社との業務提携による個人会員への受診促進の実施
- ⑥業務提携先事業者の広報誌掲載により一般個人への受診促進の実施

## 2. 普及啓発活動

(1) 他団体、関係機関等が主催する展示会・セミナーでPR啓発活動を実施

①神奈川県トラック協会主催「健康管理研修会」にてSASプレゼン実施（H28.7.26）

②「第11回NASVA安全マネジメントセミナー」会場にて出展を実施。（東京国際フォーラム・H28.10.20）

③「睡眠時無呼吸症候群の取組みの重要性と医学的知見について」「設立5周年感謝の集い」セミナー開催（H29.3.6）

以上弊財団の普及啓発活動ならびに検査受診の促進活動を実施致しました。

## 3. 広報活動

(1) ホームページ、パンフレット等における広報活動の取り組み

①ホームページリニューアルにより、弊財団の活動内容紹介、及び検査受診への案内を充実させ、より多くの顧客確保につなげる広報活動の実施。

②パンフレットリニューアルによるより多くの顧客への広報活動の実施。

以上

## 第 6 期 決 算 公 告

平成 2 9 年 6 月 1 4 日

東京都新宿区四谷三丁目 2 番 5

一般財団法人 運輸・交通 S A S 対策支援センター

代表理事 別所恭一

**貸借対照表の要旨** (平成 2 9 年 3 月 3 1 日現在)

	科 目	金 額 (円)
<b>資 産 部</b>	流 動 資 産	50,408,231
	固 定 資 産	8,949,087
	<b>合 計</b>	<b>59,357,318</b>
<b>負 債 及 び 財 産 部</b>	流 動 負 債	16,369,864
	固 定 負 債	12,562,500
	負 債 合 計	28,932,364
<b>及 び 財 産 部</b>	基 指 一	0
	定 正 味 財 産	0
	一 般 正 味 財 産	30,424,954
	正 味 財 産 合 計	30,424,954
	<b>合 計</b>	<b>59,357,318</b>

## 平成 29 年度 事業計画

### 【概況】

国土交通省自動車局安全政策課による自動車運送事業者における、「睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル」の改訂に続き、国土交通省自動車局安全政策課によるスクリーニング検査をより効果的に普及させるため、産官学の幅広い関係者から構成される「事業用自動車健康起因事故対策協議会」が設置され、前年度に続き平成 28 年度第 1 回（平成 28 年 12 月 22 日）対策協議会が開催されました。道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部改正法案を明記（疾病運転の防止措置の法律上明記）の説明等が行われました。幣財団より上田常務理事が出席しております。以上の状況を踏まえ、より一層の SAS への取り組みが重要視されてきており、幣財団の果たす役割も更に重要になって来るものと考えます。

平成 29 年度は、「新 5 カ年経営計画」（H29 年度～平成 33 年度）、を策定し、当初の「財団経営の自立化」を掲げ、お客様、理事、評議員の方々のご協力ならびにご指導の中、自立運営体制の確立を図る事も出来、平成 29 年度においては、周りの状況を確認し対応を含め、安定した経営を目指し、主体事業である「SAS スクリーニング検査事業」の推進及び、検査のサービス向上をめざし他のスクリーニング検査事業との差別化を図り、進めて参りたいと考えております。

### I. SAS スクリーニング検査事業

- ① 平成 29 年度 SAS スクリーニング検査受診者数 23,000 名の確保
- ② 機器台数、1,050 台によるきめの細かいサービス、安定した検査の実施
- ③ トラック事業者以外の他事業者等への更なる普及拡大
- ④ 繁忙期に向けた適正人員の配置

### II. 普及促進事業

- ① 各都道府県トラック協会・バス協会等の関係団体との連携に基づく会員事業者への普及促進と支援活動の更なる要請
- ② 実運送事業者様への幅広い普及促進の強化
- ③ 大手事業者及び受診意向の強い企業への直接訪問を通じての普及促進と支援活動の継続実施
- ④ 他社との業務提携（JAF 様）の継続促進

- ⑤ 運送事業以外の業界及び企業への普及促進と支援活動の継続実施
- ⑥ 広報活動等を通じての普及促進と支援活動の継続実施
- ⑦ ホームページ、事業案内パンフレットのリニューアル等

以上



## 役員報酬支給規程

一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センター一定款第27条の規程に基づき、役員報酬等の支給基準を次のとおり定める。

### (総 則)

第1条 一般財団法人 運輸・交通SAS対策支援センターの常勤役員（以下「役員」という。）に対する報酬等の支給については、この規程に定めるところによる。

### (役員報酬)

第2条 役員報酬は、本俸及び調整手当とし、本俸は理事長が別途これを定める。

- 2 調整手当は本俸に100分の12を乗じた額を支給する。
- 3 本俸及び調整手当の支給は月額とし、年間支給総額は別途評議員会で定める総額の範囲内とする。

### (通勤手当)

第3条 通勤手当は、職員賃金規程に準じて支給する。

### (給与の支給日及び支給方法)

第4条 役員の本俸の支給日は、毎月25日（支給日が休日の場合には、順次前日に繰り上げる。）とする。

- 2 新たに役員になった者又は役員でなくなった者の本俸は、日割り計算をもって支給する。

### (支給日の特例)

第5条 前条第4項の規程による本俸の支給は、同条第1項に規定する支給日によらないことができる。

### (端数の処理)

第6条 この規程の定めるところによる支給額の計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附則 この規程は、平成24年5月1日から適用する。

## 役員報酬等支給総額の範囲

役員報酬等支給規定 2 条のに基づき、評議員会において定める役員の平成 29 年度本俸年間総額の範囲は次のとおりとする。

年間総額の範囲 14,840,000 円

上記範囲は平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

## 役員退職慰労金等規程

### (目 的)

第1条 一般財団法人 運輸・交通S A S対策支援センターの常勤役員(以下「役員」という。)に対する退職慰労金については、この規程に定めるところによる。

### (退職慰労金の支給)

第2条 退職慰労金は、役員が退職したときにその者に、死亡した場合はその遺族に支給する。ただし、定款第26条第1号により解任された場合には支給しない。

### (支給額)

第3条 常勤役員に対する支給額は、在籍1ヶ月につき、その者の役員報酬等支給規程第2条に定める本俸月額に100分の25以内の割合を乗じて得た額を基準とする。

- 2 前項の割合は、その者の在籍中の功績等を考慮して、理事長がその都度決定する。
- 3 在任期間が1ヶ月に満たない端数は、これを1ヶ月に切り上げる。

### (特別功労金の支給)

第4条 非常勤役員で特に財団に功績のあった者に対し、評議員会の決議により、特別功労金を支給することができる。

- 2 支給額は、その者の在籍期間及び功績等を考慮し、評議員会の決議を経て、理事長が決定する。

### (支給方法)

第5条 退職慰労金の支給にあたっては、法令により控除すべき額を控除した残額とし、退職又は死亡日から1週間以内に支給する。

### 附則

この規程は、平成24年5月1日から適用する。